

## 社会福祉法人長井市社会福祉協議会役員及び職員の旅費に関する規程

平成 28 年 3 月 29 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、職務のため旅行する社会福祉法人長井市社会福祉協議会役員及び職員（以下「職員等」という。）に対して支給する旅費に関し必要なことを定め、法人業務の円滑な運営に資するとともに予算の適正な執行を図ることを目的とする。

(旅費の支給)

第 2 条 職員等が、職務のために一時在勤地を離れて旅行したときは、当該職員に対して旅費を支給する。

(旅費の種類)

第 3 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、路程 1 キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

(旅行命令)

第 4 条 旅行は、会長又はその委任を受けた者の命令によらなければならない。

(旅費の計算)

第 5 条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(鉄道賃)

第 6 条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金及び座席指定料金による。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。

(1) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 50 キロメートル以上のもの

(2) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のもの

3 座席指定料金は、普通急行列車又は特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

(船賃)

第7条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。

- (1) その乗船に要する運賃
- (2) 職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (3) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、全各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(航空賃)

第8条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第9条 車賃の額は、路程1キロメートルにつき25円とする。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

- 2 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第10条 日当の額は、別表の定額による。

- 2 鉄道90キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路150キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、[前項](#)の規定にかかわらず[同項](#)の定額の2分の1に相当する額による。ただし、陸路60キロメートル未満の旅行については、日当を支給しない。
- 3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもって陸路1キロメートルとみなして前項の規定を適用する。
- 4 研修、講習等で宿泊する場合、会場の存する地に到着した日の翌日から同地を出発する日の前日までの日当については、日当定額の2分の1に相当する額とする。

(宿泊料)

第11条 宿泊料の額は、別表の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

## 別表

区 分	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)
役員、監事	円 2,000	円 11,000
職 員	円 2,000	円 11,000